

# 千葉県教育委員会会議議事録

令和2年度第2回会議（定例会）

1 期 日 令和2年5月27日（水） 開会 午前10時30分  
閉会 午前11時38分

## 2 教育長及び出席委員

教育長 澤川 和宏  
委員 井出 元  
佐藤 眞理  
岡本 毅  
貞廣 齋子  
花岡 伸和

## 3 出席職員

教 育 次 長 吉野美砂子  
企画管理部  
企画管理部 長 藤谷 誠  
教育総務課 長 浅尾 智康  
財務課 長 榊田 善啓

教育振興部  
教育振興部長 中村 敏行  
生涯学習課 長 大森 けい子  
学習指導課 長 佐藤 晴光  
特別支援教育課 長 青木 隆一  
教職員課 長 酒井 昌史

企画管理部  
財務課 予算班 副主査 矢野 亮平  
同 副主査 小原 慶太

教育振興部  
生涯学習課 副課長 藤田 豊  
同 主幹兼社会教育振興室長 鉄井 修一  
学習指導課主幹兼義務教育指導室長 鶴岡 利明  
同 主幹兼高等学校指導室長 武富 恒徳  
同 指導主事 織田 克彦  
同 指導主事 征矢 健  
同 指導主事 渡邊 涼二  
特別支援教育課  
主幹兼教育課程指導室長 松田 厚  
同 指導主事 塩田 順子  
教職員課主幹兼管理室長 増田 武一郎  
同 管理主事 廣瀬 哲也  
同 管理主事 奥秋 裕司  
千葉県総合教育センター学力調査部長 稲川 一男

## 事務局

企画管理部教育総務課	
主幹兼委員会室長	渡邊 尚久
同 委員会室副主幹	山口 聖剛
同 副主査	稲田 敏志
同 副主査	宮野 勝典

### 4 教育長開会宣告

### 5 署名人の指名 岡本 毅 委員

### 6 令和2年度第1回教育委員会会議（定例会）議事録の承認

### 7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第13号議案から第17号議案の議案5件、第1号報告の報告議案1件、報告1及び報告2の報告2件である。第17号議案は教育委員会会議規則第13条第1項第五号「会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項」であることから、第1号報告は教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、非公開により審議する。

### 8 審議事項

#### 第13号議案 県立青少年教育施設の再編構想の策定について

##### 【生涯学習課長】

議案1ページを御覧いただきたい。第13号議案は「県立青少年教育施設の再編構想」の策定についてお諮りするものである。なお、構想案については次のページ以降に添付している。構想案の概要について説明する。議案資料1-1ページを御覧いただきたい。本再編構想については、2月4日の千葉県生涯学習審議会の答申に基づき原案を取りまとめ、その後2月25日から3月16日までパブリックコメントを実施し、広く県民への意見募集をしたところ、県民の皆様から35件の貴重な御意見をいただいた。これらの意見も参考に内容を精査し、一部修正を行い、再編構想案とした。本構想案のポイントは、現在の5施設から東金青年の家を廃止し、4施設への再構築を図ることである。「森・海・川・沼」といった千葉県を代表する魅力的な自然を生かした施設の再構築、県内市町村青少年教育施設とのネットワーク化による機能の充実などにより、現在の青少年教育の水準の維持や体験活動の質の向上に努めていく。様々な準備期間の確保のため、次期指定管理期間の満了時となる令和7年度末までは、現状の5施設で運営を継続する。議案資料1-2ページについては、本構想案の概要をまとめたものである。今後も、県立青少年教育施設を中心に、自然と触れ合える「魅力ある体験の場」の提供を図りながら、青少年教育の充実に努めていく。

##### 【井出教育長職務代理者】

千葉県の特色を4つに区分し、再編したことは素晴らしい。青少年教育施設における体験は大切なので、学校教育との連携を深めながら、より充実させてほしい。

##### 【澤川教育長】

県立青少年教育施設については、以前9つあったものを5つにし、さらに今回4つに再編するものである。時代の流れを感じるが、本再編の特色として、千葉県を代表した魅力的な自然を生かすことや市町村の青少年教育施設とのネットワークの充実を図っていくこととしている。

【澤川教育長】

第13号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第13号議案は、原案どおり可決する。

#### 第14号議案 令和3年度千葉県県立高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について

【学習指導課長】

議案3ページを御覧いただきたい。この選抜要項は、県立高等学校管理規則第25条及び千葉県教育委員会行政組織規則第5条の規定により、令和3年度入学者選抜の方法等について定めるものである。今年度より、これまでの入学者選抜の理念を継承し、生徒の多様な能力・適性・努力の成果等の優れた面を多元的に評価でき、中学校における授業時間が増え、充実した学校生活を送ることができる新しい入試制度が始まる。具体的には、これまで実施していた、前期選抜、後期選抜の2回の選抜を本検査の1回とし、インフルエンザ罹患者等を対象に受検機会の確保のため追検査を実施する。議案3ページを御覧いただきたい。「第一 入学者選抜の種類」には、本検査及び追検査、本検査の期日以外に実施される入学者選抜の種類について、「第二 一般入学者選抜」から「第十 通信制の課程の入学者選抜」には、各入学者選抜について、提出書類、検査期日、検査の内容、選抜方法等の大枠を定めている。この選抜要項を受けて、入学者選抜の実施に関して必要な具体的な内容を定めた千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項を作成する。

議案資料2-1ページ「令和3年度千葉県県立高等学校入学者選抜の流れ」を御覧いただきたい。この入学者選抜要項は、本日の議決を経た後、報道発表し、県教育委員会のホームページで公表するとともに、県報に登載し県民に告示する。

【澤川教育長】

高等学校入学者選抜は大きく変わる節目の年になる。新旧対照表で見て、前期・後期選抜を一本化することは大きな変更点だが、その他の変更点はどういう点があるか。

【学習指導課長】

1日で5教科の検査を実施していたが、第1日に国語・数学・英語を、第2日に理科・社会と学校設定検査を実施する。また、英語の検査は60分で実施することが日程面の大きな変更点である。また、インフルエンザなどの感染症への対策として、追検査を実施することも大きな変更点として挙げられる。

【澤川教育長】

大きな変わり目である。中学校、生徒などにも周知を徹底していただきたい。

【澤川教育長】

第14号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第14号議案は、原案どおり可決する。

## 第15号議案 令和3年度千葉県県立中学校第1学年入学者決定要項の制定について

### 【学習指導課長】

議案12ページを御覧いただきたい。この入学者決定要項は県立中学校管理規則第25条を受けて、生徒の募集及び入学者の決定方法等について定めたものである。昨年度からの変更点は日程のみで、その他の変更はない。日程については、令和元年12月18日の教育委員会会議において決定し、すでに県教育委員会ホームページで公表しており、一次検査は令和2年12月5日（土）に実施し、結果は12月17日（木）に発表する。二次検査は令和3年1月24日（日）に実施し、結果は令和3年2月1日（月）に発表する。

議案資料11-1ページを御覧いただきたい。今後の流れを説明する。入学者決定要項は、本日の議決を経た後、報道発表及び県教育委員会のホームページ等で公表するとともに、県報に登載し県民に告示する。この入学者決定要項に基づいて、詳細を定める「入学者決定実施要項」を作成し、県教育委員会のホームページに公表する。8月下旬には、入学を希望する児童の保護者等を対象とした学校説明会を各県立中学校ごとに実施する予定である。

### 【澤川教育長】

第15号議案について、可決したいがよろしいか。

### 【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

### 【澤川教育長】

第15号議案は、原案どおり可決する。

## 第16号議案 令和3年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考要項の制定について

### 【特別支援教育課長】

別添冊子の表紙裏ページを御覧いただきたい。令和3年度の入学者選考の日程については、記載のとおりである。議案資料14-1ページを御覧いただきたい。日程の進め方については、昨年度と同様である。続いて、変更点について説明する。別添冊子9ページを御覧いただきたい。インフルエンザ罹患による急な発熱で受検が困難である等、やむを得ない理由により本選考を受検できなかった者を対象として「追選考」を実施する。これは県立高等学校第1学年入学者選抜における「追検査」に準ずるものである。

別添冊子22ページを御覧いただきたい。令和3年度より総合的な教育機能を有する特別支援学校となるため、対象障害種が追加予定の特別支援学校が3校ある。柏特別支援学校が病弱、栄特別支援学校と安房特別支援学校が肢体不自由の教育機能がそれぞれ追加となる予定である。これにともなう通学区域の変更について示した。また病弱の教育機能が追加となる柏特別支援学校については、病院に入院する子ども達への教育機能なので、通学区域には明記していない。

この入学者選考要項は教育委員会会議にて議決を経た後、報道発表及び県教育委員会のホームページで公表する。その後6月下旬には、高等学校の説明会同様に、県内の公立中学校及び特別支援学校を対象とした説明会を実施し、入学者選考について周知する予定である。

### 【花岡委員】

特別支援学校の通学区域が変更になり、居住地の近くで充実した特別支援教育が受けられるための改定だと思う。地域で子どもが育つことは非常に良いこと。また普通学級で学ぶ障害のある子ども達もいる。学校を選択する自由を残しつつ、通学区域の拡大を進めていただきたい。

【特別支援教育課長】

インクルーシブ教育システム構築を推進しているところであるが、御指摘があったことも踏まえて、適切な就学に関後とも努めていく。

【澤川教育長】

第16号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第16号議案は、原案どおり可決する。

## 報告1 令和2年度千葉県公立高等学校入学者選抜の結果について

【学習指導課長】

報告資料1ページを御覧いただきたい。2月12日及び13日に前期選抜を、3月2日に後期選抜を実施し、その後の第2次募集及び定時制課程の追加募集の結果を含め、表のとおり入学許可候補者数が確定した。表の「1 全日制の課程及び定時制の課程の定員、入学許可候補者等」を御覧いただきたい。最上段の定員の欄にある全日制の課程においては、定員が32,400人のところ、入学許可候補者数は31,637人であった。定時制の課程は定員が1,260人のところ、入学許可候補者数は809人であった。また、県立千葉大宮高等学校通信制の課程の入学者選抜では、五期の入学者選抜のうち、一期から四期まで選抜を実施し、137人の入学許可候補者を確定した。

続いて学力検査の結果の概要について別添の冊子をもとに説明する。この冊子は学力検査を実施した5教科の得点合計や、教科ごとの出題方針、問題別の正答率、得点の分布等をまとめたものである。冊子の2ページ「4 学力検査問題の特徴」を御覧いただきたい。前期選抜、後期選抜いずれも5教科の学力検査を実施しているが、令和2年度の学力検査問題については、中学校学習指導要領に基づき、総合的な力をみることができるよう基礎的・基本的な事項の正確な理解度をみる問題や学習した基礎的知識を応用して答えを導く問題、思考力、判断力、表現力を総合的にみる問題も出題した。3ページ「5 結果の概要」を御覧いただきたい。結果の概要として、各教科の平均点等を示した。前期選抜については、4ページから13ページに、教科ごとに出題方針や問題ごとの正答率等を示し、14、15ページには各教科と5教科得点合計の受検者の得点分布を掲載した。後期選抜については、16ページから25ページに、教科ごとに出題方針や問題ごとの正答率を示し、26、27ページには各教科と5教科得点合計の受検者の得点分布を掲載した。正答率等の特徴として、全ての教科において、基礎的・基本的な事項の正確な理解度をみる問題については、概ね正答率が高い傾向にある。しかし、学習した基礎的知識を応用して答えを導く問題、思考力、判断力、表現力を総合的にみる問題については、正答率が低い傾向が見られた。なお、この冊子は中学校及び高等学校をはじめ関係機関に配付し、生徒の学力の把握をするとともに、指導改善及び指導力の向上を図っていく。また、県民への周知のため、県教育委員会のホームページに公表する。

【岡本委員】

内容について正答率の傾向はわかった。記述式の正答率が低い。記述問題への指導をしっかりとしてほしい。

【学習指導課長】

記述式の問題の正答率については、ここ数年の課題と考えている。新学習指導要領においても、思考力、判断力、表現力が重視されている。今後、この結果を活用できるよう、対策を練

って中学校等を指導していく。

**【貞廣委員】**

1 ページの資料をみると、定員と入学許可候補者数の一覧があるが、この一覧から昨年度のトレンドを見ると、定員の未充足が増えているように思える。長期的なトレンドなのか。

**【学習指導課長】**

この表に3年分の数値を示しているが、入学許可候補者数が定員を充足していないことがわかる。特に令和2年度の選抜では、全日制でマイナス763人、定時制を入れると1,000人を超える、正確には1,214人足りていないという状況で、公立離れという訳ではないが、私立も特色のある選抜を行っている。地域における中学生の生徒数が影響している部分も考えられる。

**【貞廣委員】**

人口の問題や学区の問題もあると思うが、公立学校の魅力が失われることのないようにしてほしい。長期的なトレンドとして未充足が拡大していく傾向が見られるのであれば、分析を進めてほしい。人口増減の問題があるのであれば、高等学校の定員未充足の問題は、千葉ではこの程度ですんでいるが、全国では深刻な課題となっている。8割の学校が充足していないという未充足の状況もあるようだ。これだけの状況でも高校を持ちこたえさせているのは、教育のみならず、地域全体や子供たちが地域の中で育っていくという将来のことにも関わるので、数だけで高校がいらないということではないと思う。高校の魅力づくりと同時に、総合的に配置等も考えていただきたい。意見である。

**【井出教育長職務代理者】**

結果から何を読み取るかが大切である。県がどう分析して、どのようなメッセージを出すかを考える必要があるのではないかと。

**【学習指導課長】**

従来「パーセンテージ」や「どの問題の正答率が低かった」で終わっていたものについて、今後、結果から「こんな生徒が入学してきている」「このような分野が苦手な生徒が多い」といった内容を、中学校や高等学校へ提供できるよう、中学校や高等学校の指導の強化に重点を置いた資料作りを目指したい。

**【佐藤委員】**

無答率の高い問題が各教科にみられる。生徒が全く取り組むことができない問題があるなら、どうしたら意欲をもって答えることができるようになるのかを検証してほしい。

**【学習指導課長】**

なぜ、無答なのか。入試だから無答なのか、思考が追いつかなくて無答なのかを含めて検討する必要がある。

**【澤川教育長】**

以前勤務していた県では、高校入試は中学校に対する県からの最大のメッセージであるということを知ったことがある。出題内容をどうするかということも大切であり、その結果、受検生がどう解答したか、あるいは解答できなかったということも重要な情報である。今年は、コロナの影響で全国学力・学習状況調査が実施できなかったため、手持ちのデータが少ない中、中学生が「どこが分かって」「どこが分からないのか」がわかる貴重なデータであるので、委員からの御指摘を踏まえて、しっかり中学校関係者にフィードバックしていただき、願わくば中学校現場での授業改善につながるような取組をお願いしたい。資料のまとめ方については、担当で検討をお願いしたい。

報告1は終了。

## 報告2 令和元年度セクシュアル・ハラスメント及び体罰に関する実態調査の結果について

### 【教職員課長】

報告資料2ページ及び3ページに「調査」の概要が、4ページから13ページまでデータ編が記載されているので御覧いただきたい。セクハラ及び体罰に関する調査は、より良い学校環境の構築等を目的として千葉市立及び市立高等学校を除くすべての公立学校に在籍する児童・生徒及び職員を対象に実施している。報告資料2ページの2「調査結果の概要」の(1)「セクハラ実態調査の結果について」であるが、セクハラと感じて不快であったと回答した児童・生徒の割合は、平成30年度と比較して大きな変化はなく、約1,000人に1人の割合であった。実数で見ると、全体で588人であり、平成30年度と比較し164人増加している。児童・生徒がセクハラであり不快と感じた具体的な内容であるが、「性的な話・冗談等を言われ、不快であった。」、「必要以上に身体を触られ、不快であった。」、「みんなの前で容姿を話題にされ、不快であった。」という回答が主なものであった。また、平成28年度から調査内容に加えたセクハラ以外のハラスメントを受け不快であったと回答した児童・生徒の割合は、約1,000人に3人の割合であり、実数で見ると、全体で1,331人であり、平成30年度の993人から338人増加した。内容としては、教員の発言内容、対応、指導方法についての回答が主なものであった。それぞれ記載のあった内容については、各学校のセクハラ相談員を中心に追跡調査を実施した。既に報道発表済みであるが、教諭によるセクハラ案件が確認され、3月11日に懲戒処分を行った事案は、この調査によって発覚したものである。

次に、同じく報告資料3ページ(2)の「体罰実態調査の結果について」であるが、この調査は児童・生徒から体罰の項目に記載のあったものについて、当該児童・生徒及び関係者から聞き取り等の事実確認を行い、体罰の疑いがあるものも含めて報告するよう求めたものである。調査の結果、新たに発覚した体罰等の事案が1件あった。なお、データ編となる報告資料12ページの3(1)に記載したとおり、県教育委員会が令和元年度中に体罰の事案として事故を確認した件数は9件であり、この9件は県教育委員会及び市町村教育委員会で懲戒の処分を含め厳正に対処したところである。課題と今後の対策であるが、児童・生徒がセクハラと感じた件数は全体として平成30年度より増加しており、教員の言動をセクハラであると不快に感じる児童・生徒が424人から588人と実数として増えていること、体罰についていまだに根絶に至っていないことは極めて遺憾なことであり、相談体制の整備、参加型の職員研修の実施、児童・生徒の人権意識の高揚を図ること等を通じて引き続きセクハラ及び体罰の根絶に取り組んでいく。また、同じくデータ編となる報告資料10ページの4に記載したとおり、県立学校におけるセクハラ(悩みごと)相談員の周知率は、平成30年度の68.4%から71.0%に増加したとはいえ、まだ低い状況にある。今後も、周知率の向上を目指していく。

最後に今年度も、セクハラ及び体罰に関する実態調査を実施することとし、セクハラ・体罰事故の未然防止に努めるとともに、調査内容や集計方法についても、学校の信頼につながる対応となるよう検討していく。なお、本調査結果については、昨日26日(火)報道発表をしたところである。

### 【岡本委員】

資料6ページ、セクハラが不快だった項目のその他は、もっと効果的に表し分析する必要があるのではないか。

### 【教職員課長】

その他の回答が多くなっていることから、今後検討していく。

### 【花岡委員】

小中高校と特別支援学校で、調査方法等に工夫はあるのか。

【教職員課長】

小学校低学年、特別支援学校においては、家庭に持ち帰り、保護者の確認のもと調査を行っている。

【井出教育長職務代理者】

調査により体罰について1件あがってきたとあるが、1件だけであったのか。

【教職員課長】

昨年度の体罰による懲戒処分は9件であった。そのうちの1件が、この調査により発覚したものである。

【貞廣委員】

セクハラについては結果周知だけでなく、できるかぎりの具体的対応が必要なのではないか。ハラスメントの具体的内容を見る限りすべてアウトだと思う。教師の意識が変わらないといけないことを共有すべきであると考えているがどうか。

【教職員課長】

職員の意識のあり方を含め、学校をとおして指導していく。

【佐藤委員】

セクハラを受けている人には、声をあげられない状況が少なくない。職員間のセクハラ等についても見聞きしたのも記入できるようにするとよい。

【教職員課長】

今後、検討していく。

報告2は終了。

**教育長報告 「高等学校の教員採用時の健康診断書に黙秘権があることを明記する請願」への対応について**

「高等学校の教職員採用時の健康診断書に黙秘権があることを明記することの請願」への対応について説明する。本請願の趣旨は、憲法第三十八条の刑事手続きにおける黙秘権の保障を理由に、教職員採用時の健康診断書に黙秘権があることを明記することの1点を求めるものである。憲法第三十八条は、自己の刑事上の責任を問われるおそれのある事項について供述を強要されないことを保障したものと解すべきであり、「健康診断書に黙秘権があることを明記すること」とは関係のないことであるため、「教育委員会の方向性を導くような内容」には該当しないことから、付議しないこととした。

教育長報告は終了。

<傍聴・報道 退出>

**第17号議案 令和3年度使用県立中学校教科書の採択に関する基本的な考え方について**

【学習指導課長】

本議案は千葉県教育委員会行政組織規則第5条第16項及び第17項の規定に基づき、令和3年度使用県立中学校教科用図書の採択について、その基本方針を定めようとするものである。



本県では県立中学校で使用する教科書の選定に際して、千葉県教科用図書選定審議会に諮問することとしており、この「基本方針」は審議会で教科書を選定するための判断基準にもなる。

議案の16ページを御覧いただきたい。2の(1)にある「採択する教科書の考え方」は、県教育委員会として教科書を採択する上での「基本理念」とするものである。①にあるように、まずは本県ならではの教育に最も適合した教科書であることを重視するとともに、②にあるように、各学校の教育目標を達成するために最もふさわしい教科書を採択することとしている。この基本理念のもと、どの教科書がよりふさわしいかを選定するための基準が、(2)にある「選定の基準」となる。今後、教科用図書選定審議会では、個別の教科書に関する具体的な調査研究をその下部組織である「専門調査委員会」に委ね実施することとなる。よって、具体的に教科書を比較検討するポイントをあらかじめ明確にすることが必要であるため、(3)の「調査研究の観点」を①から⑤のように定めた。この①から④については、議案資料15-1ページにある「第3期千葉県教育振興基本計画の概要版」と併せて御覧いただきたい。4つの基本目標と11の施策が示されているが、この「調査研究の観点」の①は目標1の【施策1】の「人生を主体的に切り拓くための学びの確立」、②は目標1の【施策2】の「道徳性を高める心の教育の推進」、③は目標1の【施策3】の「生涯をたくましく生きるための健康・体力作りの推進」、④は目標4の【施策10】の「郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成」にそれぞれ対応しており、内容については第3期教育振興基本計画を参考に作成している。一方⑤については、高等学校と一貫した教育を行う中学校は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条の3により学校毎に教科書を採択することから、議案資料15-3ページ以降に掲載した、各県立中学校の学校教育目標や教育課程を踏まえた調査研究の観点としている。なお、議案資料15-6ページに係る法令等を掲載しているので参照いただきたい。

【澤川教育長】

第17号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第17号議案は、原案どおり可決する。

## 第1号報告 教育委員会所管に係る令和2年度6月補正予算案について

【財務課長】

教育委員会所管に係る令和2年度6月補正予算案について説明する。議案17ページを御覧いただきたい。本件は、令和2年度6月補正予算案を知事が議会に提出するに当たり、予算案のうち教育委員会所管に係る歳入歳出予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和2年5月20日付けで本委員会に意見が求められたが、教育委員会会議で御審議いただく時間がなかったことから、千葉県教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、18ページのとおり5月22日に知事に対して、本委員会として異議ない旨回答したことを報告するものである。

議案資料17-1ページを御覧いただきたい。教育委員会所管に係る補正予算額は一般会計で、4億2,057万6千円の増額であり、補正前の額とあわせると3,830億804万3千円となる。なお、1 性質別内訳、2 項別内訳、3 財源内訳については、記載のとおりである。議案資料17-2ページを御覧いただきたい。4 事業内容については、新型コロナウイルス感染症に対応した学校の再開のために必要な、感染拡大の防止及び教育環境の整備を行うものである。(1) 県立学校における感染拡大防止は、予算額3,348万7千円で、県立学校における基本的な感染症対策の徹底を図るうえで必要となるマスクや消毒液等の保健衛生用品を購入するものである。(2) ICTを活用した学習支援は、予算額3億3,232万8千

円で、学校再開後の児童生徒の学習を支援するため、家庭でオンライン学習ができる学習支援ソフトを全ての県立学校に導入するとともに、市町村立小中学校等が導入する場合にその経費を助成するものである。(3) 子供たちの心のケア等を行う体制の強化は、予算額4,686万1千円で、学校再開後に児童・生徒が安心して学校生活を送れるようスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置日数を拡充し、心のケア等を行う体制を強化するものである。(4) 特別支援学校におけるICTを活用した教育の推進は、予算額540万円で、県立特別支援学校に通う肢体不自由等の児童・生徒の学びを支援するため、視線を動かすことでパソコンを操作することができる視線入力支援装置の整備を行う。(5) 県立学校の臨時休業に伴う給食用事業者の食材加工賃等の支払いは、予算額250万円で、3月の学校一斉臨時休業により学校給食の発注取消等で影響を受けている食材納入業者や調理業者等に対して、加工賃等の一部を支援するものである。

**【澤川教育長】**

国の第1次補正予算を受けての県の6月補正予算ということだが、国の第2補正予算とそれを受けての県の対応はどうなるのか。

**【財務課長】**

国の第2次補正予算については、報道によると本日閣議決定されると聞いている。それを受けて、当然、予算に関わってくるため、速やかに検討、対応をしていく。

**【貞廣委員】**

学習支援ソフト導入について、このタイミングだから「入手しやすいもの」ではなく、しっかりとした良いものを導入していただきたい。そして、使用してみて不具合があるようであれば、躊躇なく別のものを試すことをしていただきたい。オンラインと対面型を組み合わせたハイブリット型の教育方針が、もしかしたら新しい教育方針になるかもしれない。そうした長期的な視点でいうと、先生方のICT活用能力を高めるという面でも、良いソフトを使っていたいただきたい。

**【澤川教育長】**

学習支援ソフトを導入して終わりではなく、どう活用していくのか大事になってくる。

第1号報告は終了。

9 教育長閉会宣告